

日本スキーオリエンテーリング選手権（個人競技）実施基準

社団法人 日本オリエンテーリング協会

1. 目的

1. 1 日本スキーオリエンテーリング選手権者（個人競技）を決める。
1. 2 スキーオリエンテーリング技術の向上をはかるとともに、わが国のスキーオリエンテーリングの普及、発展に資する。

2. 適用規則

2. 1 『日本スキーオリエンテーリング競技規則』（以下「競技規則」という）、『公認大会開催に関する規程』、および『日本スキーオリエンテーリング地図図式規程』（以下「JSSkiOM」という）を適用する。
2. 2 この実施基準は、競技規則および競技にかかわる関連規程に基づき、日本スキーオリエンテーリング選手権に必要な事項をまとめたものである。
2. 3 『公認大会開催に関する規程』2.2 で定める全日本スキーオリエンテーリング大会（以下「全日本大会」という）の、選手権クラスにおける優勝者を日本スキーオリエンテーリング選手権者とする。

3. 主催者

3. 1 全日本大会の主催者は、社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「JOA」という）とする。
3. 2 JOA は、競技会の運営主管を JOA に加盟する都道府県を代表する組織（以下「正会員」という）に委ねることができる。さらにミドルディスタンス競技とスプリント競技においては、正会員に所属するクラブ等の団体、およびその他 JOA が開催を認めた団体に委ねることができる。
3. 3 JOA は、公認申請のあった大会を全日本ミドル大会または全日本スプリント大会として指定することができる。この場合、選手権クラスは JOA との共催とする。

4. 開催

4. 1 全日本大会は競技形態毎に、原則として年度 1 回の開催とする。
4. 2 全日本大会は選手権クラス以外に一般クラスを設ける。
4. 3 全日本大会は同じトレインでの開催が続かないことが望ましい。
4. 4 開催日、開催場所については、遅くとも前年度末までに決定、公示する。
4. 5 トレインは、過去 1 年間、大会を開催していないことが望ましい。

5. 競技形態

5. 1 ロングディスタンス競技、ミドルディスタンス競技、スプリント競技の 3 種目とする。
5. 2 ポイントオリエンテーリングとする。
5. 3 スプリント競技の選手権は、予選・決勝レース方式を原則とする。
 - －予選は必要に応じて各ヒート 30 名以下となるように均等に分割する。
 - －決勝には各ヒートにおいて所定の順位（男性：30 名／ヒート数、女性：20 名／ヒート数、端数切り上げ）以内の者が出場できる。
 - －決勝へ進出できなかった者を対象に、B 決勝を設けてもよい。
 - －選手権以外のクラスは、スプリント競技またはミドルディスタンス競技とし、予選・決勝方式としなくてもよい。

6. クラス

6. 1 選手権クラスは日本選手権者を定める M21E および W21E ならびにジュニア日本選手権者を定める M20E および W20E とする。スプリント競技においては、ME および WE とする。

7. 参加資格

7. 1 選手権クラスの参加資格は以下のいずれかを満たすものとする。
- －前年度全日本大会の選手権クラスを完走した者
 - －前年度に開催された JOA スキーオリエンテーリング委員会が指定する大会において最上級クラスを完走した者
 - －当年度に開催された JOA スキーオリエンテーリング委員会が指定する大会において最上級クラスを完走した者
 - －正会員に推薦を受けた者
7. 2 JOA の競技者登録者であること。

8. 参加費

8. 1 選手権クラスの参加費は以下のとおりとする。
- －ロングディスタンス競技 主催者または主管者が大会ごとに定めた参加費に選手権料 (1,050 円) を加えた額
 - －ミドルディスタンス競技 主催者または主管者が大会ごとに定めた参加費に選手権料 (1,050 円) を加えた額
 - －スプリント競技 主催者または主管者が大会ごとに定めた参加費に選手権料 (1,050 円) を加えた額

9. 地図

9. 1 JSSkiOM を適用する。ただし、JSSkiOM が制定されるまでの間は『International Specification for Ski Orienteering Maps』を準用する。

10. 大会イベントアドバイザー

10. 1 大会イベントアドバイザーは JOA が任命する。JOA の登録コントローラが望ましい。

11. 附則

11. 1 3.2 項および 3.3 項にもとづいて他に運営主管を委ねる場合、業務委託内容と費用分担については事前に協議して決定することとする。
11. 2 3.3 項にもとづく場合、大会主催者は公認料とは別に選手権クラスの選手権料を JOA に納入する。
11. 3 選手権クラスの表彰は JOA が行う。
11. 4 この実施基準は平成 23 年度より適用する。

平成 24 年 03 月 20 日制定